静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	17年7月28日~17年11月11日
	① H17-a002
評価調査者番号	② H17-b003
	3

1 福祉サービス事業者情報

(1)事業者概要

事業所名称:	種別:保育園		
(施設名) しんぱら保育園			
代表者氏名:	開設年月日		
(管理者) 園長 小杉 由喜	昭和 50 年 4月 1日		
設置主体:	定員		
経営主体:社会福祉法人 天竜厚生会	(利用人数)150名		
所在地: 〒 434-0003			
静岡県浜松市新原 2669			
連絡先電話番号:	FAX番号		
053 - 580 - 1011	053 - 583 - 1077		
ホームページアドレス http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/c_shinpara.htm			

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
一般保育、乳児保育、延長保育、	入園式、親子遠足、プール開き、花火
一時保育、休日保育	教室、七夕の集い、お泊まり保育、交
	通教室、芋掘り、運動会、発表会、ク
	リスマス会、節分、縄跳び大会、ひな
	祭り、お別れ遠足、卒園式など
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室 4	事務室、医務室、保育士室、休憩室、
(1歳児・2歳児・3歳児・4歳児)、	調理室、沐浴室、食品庫、倉庫、遊戯
乳児室 1、	室、プール、砂場、ブランコ、うんて
ほふく室 1	い、滑り台、鉄棒、太鼓橋、ジャング
	ルジム、サッカーゴール、回転遊具な
	يع
職員の配置	

職 種	人 数	職種	人 数
園長	1		
常勤保育士	13		
非常勤保育士	17		

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◆ 特に評価の高い点

昭和50年に設立された「しんぱら保育園」は、地域に根付き良質な保育サービスを提供しています。平成17年6月には新園舎が完成し、環境的には近隣に例を見ないほど立派な施設・設備の中で、新たな保育が開始されました。園舎拡充に伴い園児数は倍近い数となり大変盛況で園内に活気が満ちています。屋内は採光も通気性も大変良く設計され、袖壁はすべて木質、テーブル・椅子も良質の木材が使用され園児の情操教育にも効果的な環境です。トイレは消臭用カラータイルが施され、給食施設も Haccp システムに準じ、安全な食事提供への意気込みが窺えます。異年齢保育に関しては月数による差異を是正し、園児一人ひとりが責任感を持てる機会を与え成長の一助としています。また園庭広く立派な木々が茂っており自然の快適空間が確保されています。地域への関わりとして「特別養護者人ホームしんぱらの家」への定期的な訪問、さらに幼年消防クラブの活動なども活発に実施されています。

◆ 特に改善を求められる点

中長期計画は、「しんぱら保育園」独自のものが策定されていないので、早急に総合的な視点から検討することが求められます。

また新園舎建設に伴う園児数急増に対しては、一人ひとりの園児を大切にしてきた従来からの良質な保育環境を維持するための対応が急務となっています。この点に関しては保護者からも憂慮、危惧している声が挙がっています。

また保育職員の質のばらつきに関して指摘する意見も聞かれました。このように園児に対する職員の関わり方が希薄になる危険性に対し職員は十分認識し、さらなるサービス向上のための研修や保護者を交えた検討会の実施等が期待されます。

保護者アンケートの結果からは、園が新たなサービス等試行の際、保護者の 声を尊重する姿勢は感じているものの、保護者の例え些末な意見等に関しても 取り上げてもらえるよう改善を望む声も挙がっていました。今後も園側として のきめ細かな配慮が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成 17 年 6 月に新園舎の増改築が完了し、定員が 90 名から 150 名に変更 10 月には定員をオーバーするという状況の中、例年とは異なり毎月の新入園児の受け入れ、新卒職員の教育、パート職員の募集とあわただしい時期での受審となり、とくに新入園児の保護者への説明不足が多少不安を与える結果として現れたと思われる。

中・長期計画に関しては、改築がやっと終了したところであり、今後の維持管理と地域への展開の拠点としての方向性を明確にして行きたい。また、子どもや保護者等のプライバシー保護に関するマニュアルの整備、運用は、平成 18年度の課題とする。今回の結果を基に、弱点を強化し、充実した環境を生かして、よりきめ細かい保育を展開して行きたい。

4 評価分類別評価内容

部1110月,1110月,1110日 1110日 1110日 1110日 1110日	・ナークサー・マッサー・ロクトがオートレフ・マー
評価対象 I 1 理念・基本方針	*法人全体としての基本理念が策定されている。また、 基本方針についても、法人内 13 ケ所ある保育所に共 通する形で一貫性が保たれている。 *しかし、理念や基本方針の理解を促す取り組みは十分 でない。
2 計画の策定	*中長期的なビジョンを明確にした上で、目標を達成するための具体的な計画を明確にする必要がある。 *その上で中・長期計画の内容を反映した事業計画の策定が必要である。 *計画の内容は園からのたより等で保護者に配布して連絡しているが、周知徹底が十分でない。
3 管理者の責任と リーダーシップ	*管理者自ら最新の情報を収集して職員に伝えたり、業務の効率化や改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	*法人内の保育園連絡調整会議に出席し、経営状況について確認をしており、また ISO の審査を受けるなどして適切に対応している。
	*職員の就業状況等については把握されている。
2 人材の確保・養成	* 職員の就業状況等については把握されている。 * 職員研修は実施されているが、教育・研修に関する基本姿勢の明示や取り組みが不十分である。 * 実習生の受け入れに関するマニュアルは整備していない。 * 人事考課に関しては今まで取り入れられていないが、現在実施に向けて準備をしている。
3 安全管理	*事故防止のため、ヒヤリハット事例を集めるなど積極的な取り組みが見られる。 *安全管理に関しては配慮しているが、各マニュアルの内容が不十分なものがある。

4 地域との交流と 連携	*地域との関係性を重視して、育児相談や子育て支援にも対応している。 *ボランティアを受入れているが、受け入れに関する基本的な考え方が明示されておらず、マニュアルは作成していない。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の	*経験豊かな園長を中心に堅実なサービスを展開するための様々な試みが実行されている。一日の大半を園生活で過ごす子どもにとって居心地の良い環境作り(園庭の木々・各教室は温かみのある木質)が重視されている。 *食事時間は園全体の枠に囚われず、広く明るいランチルームでグループ毎に進行され、子どもの主体性を尊
福祉サービス	重してのびのび食事の時間を満喫している。 *保護者への情報伝達と職員間への情報共有化のためデジカメなどを活用し、正確で効率の良いシステムを積極的に取り入れている。 *子どもの尊厳について日常的に配慮しているが、組織的な取り組みが十分でない。 *プライバシー保護に関して日常的に配慮しているが、規程や具体的なマニュアルが整備されていない。
	*子ども達をクラス担任のみに任せることなく職員だれもが同質で保育できるような体制作りが特徴的である。
2 サービスの質の確保	*異年齢保育に関して職員一同大変熱心であり、子ども達もリーダー役・被リーダー役を体験することで協調性や責任感を学び取っている。 *職員は細心の配慮を持って子供に対しているが個々の園児への対応に対し、ばらつきを指摘する声が聞かれる。具体的な改善のためには職員自らの自己点検と共に保護者アンケートなどの分析検討が必要である。
3 サービスの 開始、継続	*新園舎への移行期のため毎月新入園児が増えている現状の中、職員それぞれ落ち着いた雰囲気作りに奔走している。 *子どもの保育に関する様々な情報は「入園に関する説明書」「子育て通信くすくす」「あかまつ」「育ちの記録」などにより十分対応している。しかし保護者側に対しては、今まで以上に同意や理解を得るための積極的な機会を設けたり、円滑な意志の疎通を計るための工夫が求められる。 *転園・退園時への対応については、今までに実例がな
	* 転園・返園時への対応については、ラスでに美例がないことから管理者を初めとする職員間の意識が低く、 今後これらに関する再確認・意識の共有化等が求められる。

4 サービス実施 計画の策定	*クラス担当者を中心に個々の園児の保育計画が立てられ、期毎の振り返りも円滑に実施している。 *「フッ素洗口」など新たなサービスを行う際は、保護者からの同意書を預かるなど契約の手順書に準じた円滑な対応をしている。
-------------------	---

5 評価細目の第三者評価結果

注:評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階(a、b、c)で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類 ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象 [福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
① 理念が明文化されている。	А	
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Α	
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	В	
② 理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	В	

Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果	
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
① 中・長期計画が策定されている。	С	
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	С	
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
① 計画の策定が組織的に行われている。	А	
② 計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	В	

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
I-3-(1	l) 管理者の責任が明確にされている。			
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	В		
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	А		
I-3-(2	Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Α		
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	А		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
1	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	В
2	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	А
3	外部監査が実施されている。	Α

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	А	
② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	В	
③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	С	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	А	
② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	Α	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	В	
② 研修を推進していくための担当者を設置している。	А	
③ 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	В	
④ 研修計画に基づく研修機会を確保している。	А	
⑤ 相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向 上が組織的に図られている。	В	
⑥ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	В	
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
① 実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	С	
② 実習生を受け入れるための体制を整備している。	В	
③ 実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重している。	А	
④ 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	А	

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。	
① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など子どもの安全 確保のための体制が整備されている。	А
② 防災に関するマニュアルを整備している。	Α
③ 衛生管理に関するマニュアルを整備している。	В
④ 感染症防止に関するマニュアルを整備している。	В
⑤ 発生した事故を把握している。	А
⑥ 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	Α
⑦ 安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	В

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
I -4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	А
	② 地域に開かれた施設である。	А
	③ 地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	А

	④ ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	С
	⑤ ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	В
	⑥ ボランティの受け入れに関する記録等を整備している。	А
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理解や協力依頼などの配慮をしている。	А
	② 医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談ができる体制になっている。	В
	③ 虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	А
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	① 地域の保育ニーズを把握している。	А
	② 地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	А

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
① 身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われている。	В	
② 子どもの尊厳が守られている。	В	
③ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	С	
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
① 子どもや保護者等の満足の向上を意図した仕組みを整備している。	А	
② 子どもや保護者等の満足の向上に向けた取り組みを行っている。	Α	
③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報 提供など、食育に配慮している。	А	
④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	А	
⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	Α	
⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	Α	
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	А	
② 保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	Α	
③ 子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	В	
④ 苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	Α	
⑤ 保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	А	

6	相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されてい	^
	る 。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

皿-2 リーこ人の真の能体	第三者評価結果		
① 保育内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	А		
② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	В		
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	Α		
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。			
① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	А		
② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	В		
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている			
① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	А		
② 園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がなされている。	А		
③ 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	А		
□-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている) _o		
① 健康や安全など生活に必要な基本的生活習慣への配慮が、一人ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	А		
② 身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされている。	А		
③ 様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	Α		
④ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味 や関心がもてるような配慮がされている。	А		
⑤ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	Α		
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている) _o		
① 発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と空間が確保されている。	А		
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。			
① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	В		
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。			
① 乳児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	А		
② 長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	А		
③ 障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	А		
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。			

① 保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	А
② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	А
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化している。	В

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
① 保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	А	
② 保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解	А	
を得ている。	A	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性	В	
に配慮した対応を行っている。	Б	

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
① 子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	Α	
② 課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	А	
③ 食事(栄養管理を含む)について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	А	
④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき 個別・具体的な支援方法が明示されている。	А	
⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	А	
⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	Α	
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
① 保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められている。	А	
② 保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	С	
③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に 努めている。	А	
④ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	А	
⑤ 保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価(振り返り)がなされている。	А	
⑥ 保育計画、指導計画の見直しが行われている。	Α	
⑦ 保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	А	